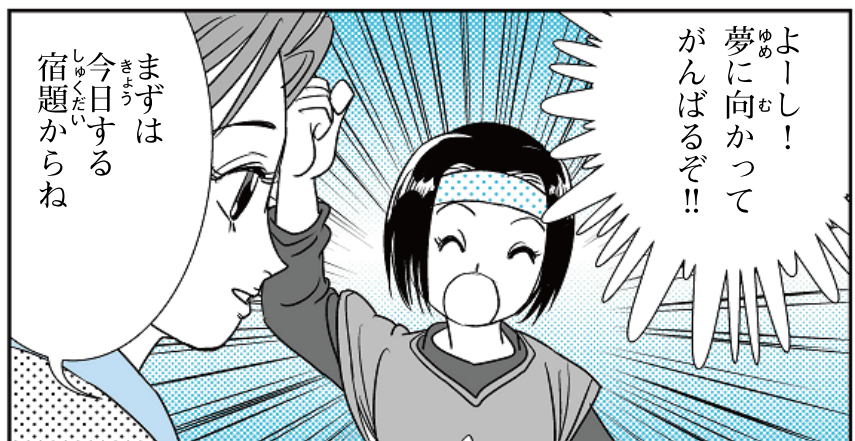
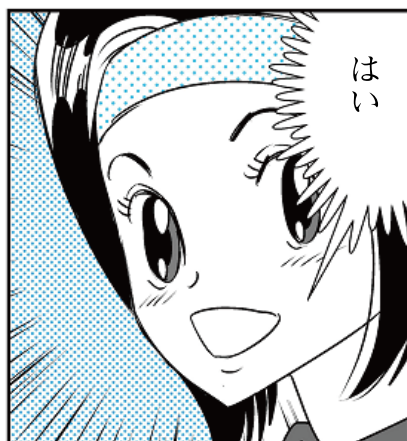
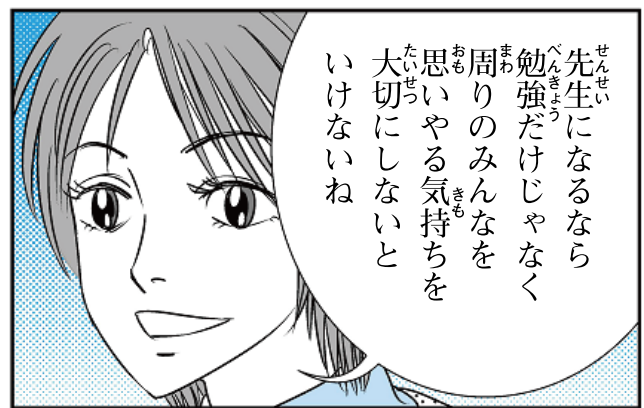




## 人権まんが 解説

笠岡市では、平成25年

4月1日、「笠岡市

子ども条例」を施行し

ました。子どもは、未

来への希望であり、一人の人間とし

てその尊厳が守られるかけがえのな

い存在です。この条例は、『子ども

の幸せを第一に考える視点のもとに、

次代を担う子どもが未来に夢と希望

をもち、安心して心豊かに育つこ

と』を目指しています。条例には3

つの大きなポイントがあります。1

つ目は、「子どもの権利を定めてい

ること」子どもは、最善の利益が保

障されるかけがえのない存在である

ことを明記し、4つの権利(生きる

権利、守られる権利、育つ権利、参

加する権利)や、他の人の権利を尊

重することの重要性を定めています。

2つ目は、「子どもとおとなとのふ

れあいの大切さについて周知啓発し

ていくこと」条例をつくるなかで、

条例の主役である子どもの意見を聞

き、子どもたちがおとなとのふれあ

いを求めていることが分かりました。

条例では、11月の第2月曜日からの

一週間、笠岡市子ども週間とし、子

どもとおとながふれあいを深めるた

めの週間として周知啓発していきま

す。3つ目は、「おとなが協働して、

子どもの豊かな育ちを支え合うこ

と」家庭、学校、地域の人、市役所

など、それぞれのおとなの役割を明

確にし、地域のおとなと市が協働し

て子どもの育ちを支え合う仕組みを

整えることとしています。

問合せ：

子育て支援課 ☎2132

## ご注意ください 「えせ同和行為」

同和関係団体を名のり、県内事業所の長などに対して、個人的に高額な同和関係図書の購入を要求する事例が発生しています。

【事例】：同和関係団体をかたり、

『〇〇周年の記念誌を作成したので、購入してほしい。組織としてはなく、個人的にお願いしている。1冊7万円のところ5万円かどうか』などと同和関係図書の購入を要求された。

こうした「えせ同和行為」に対しては、購入の意思がなければ「いいません」ときっぱり断ってください。※同和関係の図書であっても、一般の図書の扱いと何ら変わりありません。また、断りの意思表示をあいまいにすると、後で争いのもとになります。

なお、断る理由まで言う必要はありません。理由をつけて断ると、その理由自体が議論や争いの対象となり、相手につけ込まれるすきを与えかねません。もし、事例のような行為があった場合は、県や市に連絡をしてください。

また、岡山県が作成した「えせ同和行為」対応マニュアル『えせ同和行為断固拒否』が岡山県人権施策推進課のホームページに掲載されていますので、参考にしてください。



問合せ

岡山県 人権施策推進課

☎086(226)7406  
人権推進課 ☎692120

## 文化会館講座紹介

笠岡市吉田文化会館では、市民のみなさんが楽しみながら受講できる講座を開設しています。お気軽にご参加ください。

開講中の講座

- ・ 子ども硬筆
- ・ 子ども茶道
- ・ 茶道
- ・ 生け花
- ・ 木彫
- ・ 手芸
- ・ 子ども英会話・フラダンス

開講時間、費用などの問合せ：

吉田文化会館 ☎691069

よしだ文化会館だより ④